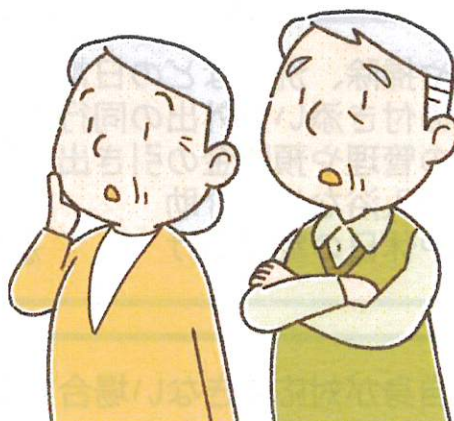


介護支援専門員（ケアマネジャー）の お仕事とは



要介護者等からの相談を受けて、その心身の状態に応じて適切なサービスが利用できるよう介護サービス計画書（ケアプラン）を作成するお仕事です

主な業務

- ✓ 介護サービス計画書（ケアプラン）の作成と管理
- ✓ 介護サービスの提案・紹介
- ✓ 自治体やサービス事業所などとの連絡調整
- ✓ 定期的な訪問
- ✓ 要介護認定に関する業務

相談できること

介護保険利用について

- ✓ 介護保険制度の仕組みや手続きの方法
- ✓ 介護サービスの種類や具体的な内容
- ✓ 介護サービスの利用料金

医療機関との連携について

- ✓ 退院後の生活に必要な連絡調整
- ✓ 緊急事態に備えた連絡体制、具体的な対応方法

介護者家族への助言について

- ✓ 介護負担軽減の方法
- ✓ 地域で利用できるサービスの紹介

など

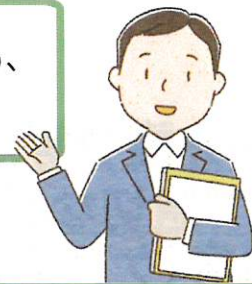
＼ケアマネジャーは介護保険法というルールに従い業務をします／ ルール上「できないこと」があります



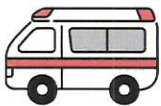
- × 買物や掃除、洗濯などの日常生活の手伝い
- × 通院の付き添いや外出の同行
- × お金の管理や預貯金の引き出し
- × 食事や入浴などの介助
- × 夜中や休日の駆けつけ

など

ケアマネジャー自身が対応できない場合でも、
必要に応じて、専門機関を紹介します

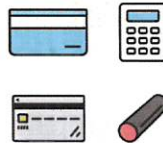


● 主な紹介先の一例 ●



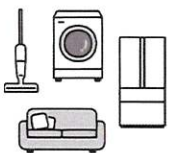
病院関係・・

あらかじめ緊急連絡先を確保しておきましょう。通院同行は訪問介護事業所や有償ボランティア事業所などで対応できる場合がありますので、利用を検討しましょう。



金銭の管理・・

福祉サービス利用援助事業や成年後見制度を活用することを検討しましょう。豊島区民社会福祉協議会やお近くの高齢者総合相談センターへ相談しましょう。



日常的な家事・・

訪問介護事業所や有償ボランティア事業所、家事代行サービスなどを活用しましょう。



介護保険以外の手続き・・

手続きの所管部署（保健所や障害福祉課など）へ相談しましょう。

ご理解をお願いします



豊島区高齢者福祉課と地域ケア推進会議（全体会議）に向けた検討会～専門性のある支え手～のメンバーにより協働作成しました

高齢者福祉課令和8年1月作成